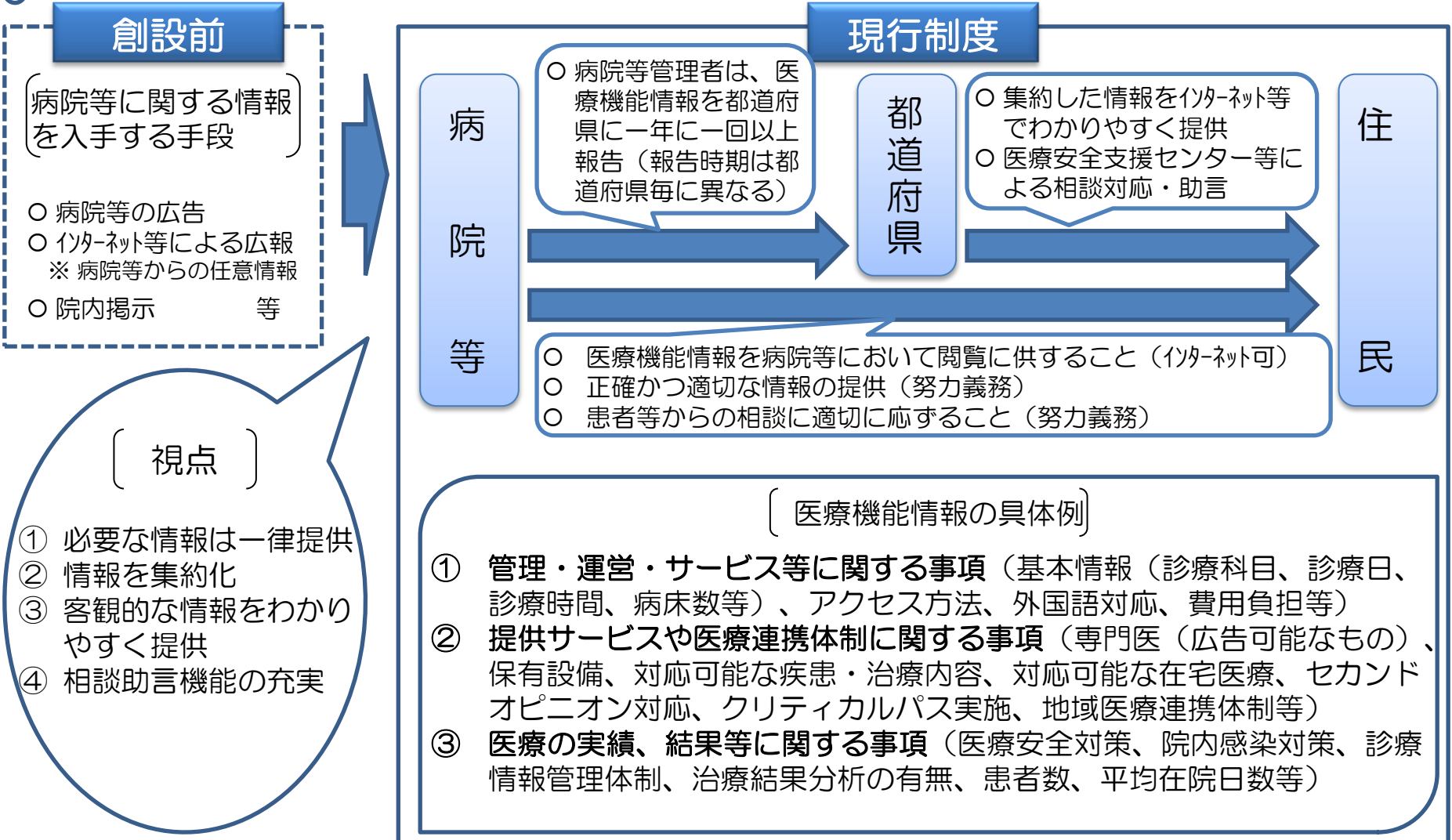


# 医療機能情報提供制度について (平成19年4月～)

第13回医療部会資料より  
(平成22年11月11日)

病院等に対して、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）について、都道府県への報告を義務付け、都道府県がその情報を集約し、わかりやすく提供する制度（薬局についても同様の制度あり）



# 医療機能情報提供制度による情報の提供について

(「医療機能情報提供制度実施要領について」平成19年3月30日付け

医政発第0330013号厚生労働省医政局長通知 抜粋)

## (3) 医療機能情報の公表手続

### ① 医療機能情報の公表時期

- ・ 都道府県知事は、病院等から報告された医療機能情報については、速やかに公表しなければならない。

### ② 医療機能情報の公表方法

- ・ 都道府県知事は、インターネットを通じて、病院等から報告された医療機能情報を公表し、適宜更新するものとする。インターネットを通じた公表については、住民・患者による病院等の選択に資するよう医療機能情報に基づく一定の検索機能を有するシステムを整備することとする。

また、利便性向上の観点から、以下の機能等を公表システムに可能な限り追加するものとする。

- ア 検索対象範囲を限定しない検索機能及び複数のキーワードによる検索を可能とする機能
- イ 例えば、以下のような検索頻度の高い項目のアイコンによる表示
  - ・ 自宅に近い医療機関
  - ・ 現在診療中の医療機関並びに時間外診療及び土日・祝日診療を実施する医療機関
- ウ 基本情報等のみの簡易表示と詳細情報の表示とを選択可能にするなどの情報の階層化
- エ 外国語による情報提供
- オ 携帯電話等のパソコン以外の端末からの利用を容易とする機能

## (4) 医療機関による情報提供

- ・ 病院等は、都道府県知事へ報告した情報について、当該病院等において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電子媒体等による情報の提供を行うことができるものとする。
- ・ また、病院等においても、住民・患者からの当該病院等の医療機能情報に関する相談・照会等に対して、適切に対応するよう努めるものとするとともに、身近なかかりつけ医においても、患者から他の病院等に対する相談・質問等があった場合は、適切に対応するよう努めるものとする。

# 医療機能情報提供制度の枠組み(今回の報告制度との関係)

## 医療機能情報提供制度

## 【今回の報告制度の枠組み】

制度の基本的仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関が、患者や住民が医療機関を選択する際に資する情報を都道府県に報告。</li> <li>都道府県は、報告された情報を住民や患者に対して公表。</li> </ul>
目的・期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者や住民が病院等の選択を適切に行うため。</li> </ul>
報告の単位	病院単位
主な報告事項	医療機関の名称、診療科目、診療日、所在地、アクセス、医師・看護師等の配置状況、施設設備、医療安全対策の状況、平均在院日数等
法制的な措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告懈怠や虚偽報告に対する是正措置命令</li> <li>是正措置命令違反の場合の開設許可取消命令・施設閉鎖命令 (これらの命令違反は罰則の対象(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金))</li> </ul>

- 医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を自主的に選択し、都道府県に報告。
- 都道府県は、報告された情報を活用し、医療計画においてその地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定。
- 都道府県は、各医療機関の報告の内容について、患者や住民に分かりやすい形で公表。

- 医療機関が担う機能や今後の方向性を自主的に選択することにより、医療機関が地域のニーズに応じた効果的な医療提供を行うため。
- 地域医療のビジョンの策定により、地域全体として、必要な医療機能がバランスよく提供される体制を構築するため。
- 住民や患者が医療機関の機能を適切に理解しつつ利用していくことを促すため。

・病棟単位

# 医療機能情報提供制度の利用状況

(第9回医療情報の提供のあり方等に関する検討会資料より)

第3回病床機能情報の報告・提供の具体的なあり方に関する検討会

資料

平成25年1月11日

2-4

各都道府県が開設している医療機能情報提供制度のホームページのアクセス状況等の利用状況について、都道府県の担当部局に対してアンケート調査した(平成23年9月)。

- アクセス数が横ばいか、又はやや減少している都道府県も一部あるものの、ほとんどの都道府県において概ね増加傾向にあった。
- アクセス数の主なカウント方法には、
  - ①トップページから別ページへの移動をその都度、複数回カウントする方法(閲覧されたページ数を反映)
  - ②トップページへのアクセスを一回限りカウントし、その後の別ページへの移動をカウントしない方法(各県の医療機能情報提供制度のホームページへの訪問者数を反映)
 の二種類があり、それぞれの平成22年度(又は平成22年)における実績は以下のとおり※1

平成22年(度)実績(39県分※2)	アクセス数(一日当たりに換算)
合計	34,505 アクセス/日
一県当たりのアクセス数の平均値	885 アクセス/日
一県当たりのアクセス数の中央値	403 アクセス/日

※2 平成22年度にアクセス数をカウントしている都道府県分

①を採用する県(23県分)の実績	アクセス数(一日当たりに換算)
合計	26,164 アクセス/日
一県当たりのアクセス数の平均値	1,138 アクセス/日
一県当たりのアクセス数の中央値	447 アクセス/日
②を採用する県(16県分)の実績	アクセス数(一日当たりに換算)
合計	8,341 アクセス/日
一県当たりのアクセス数の平均値	521 アクセス/日
一県当たりのアクセス数の中央値	265 アクセス/日

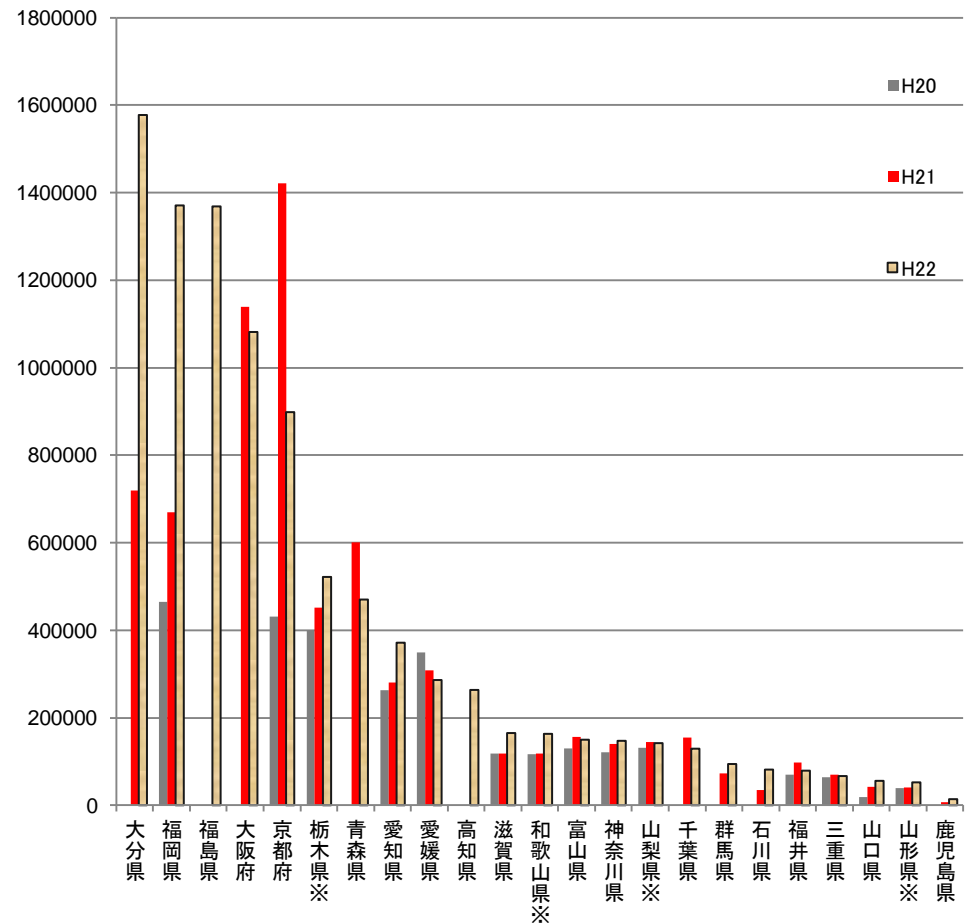
【参考】英国「NHS Choices」の実績(2011年6月、NHSのホームページより)

:約310,000 アクセス/日(②の方式を採用、一日当たりに換算)

※1 ほとんどの都道府県では、①又は②のいずれか一つを採用している。①と②の両者を採用している都道府県については、②に分類して合計等を算出した。また、検索機能を使用した回数やトップページへのアクセス数をカウントしている県については、便宜的に①に算入した。

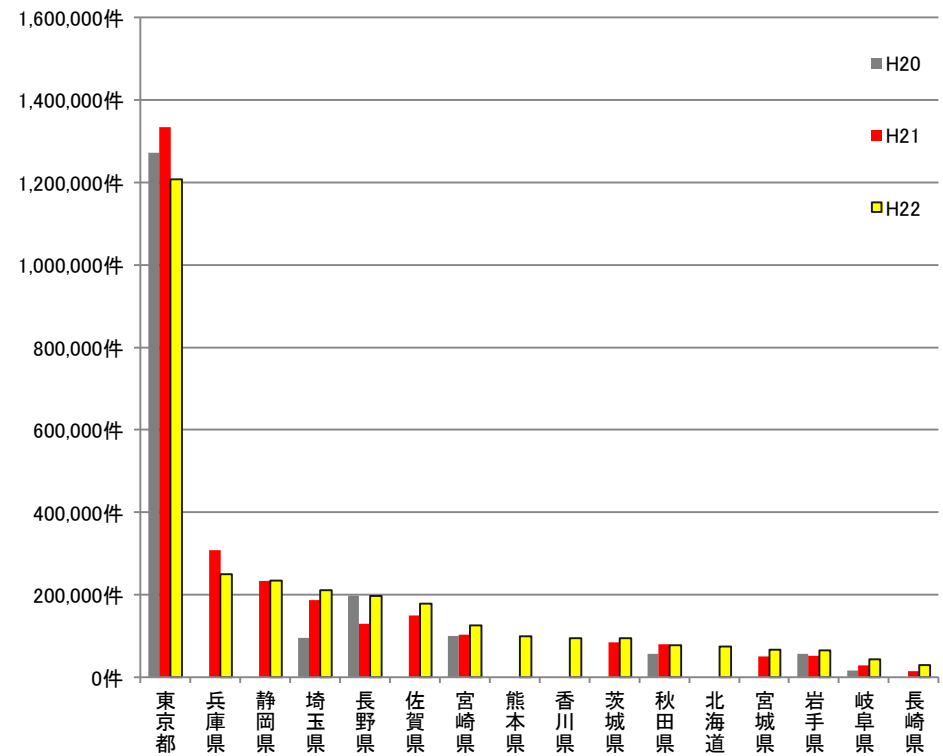
トップページへのアクセスを一回限りカウントし、その後の別ページへの移動をカウントしない方法を採用している都道府県(16県)の年間アクセス数

	H20	H21	H22
大分県		719,551件	1,577,377件
福岡県	464,227件	668,973件	1,370,753件
福島県			1,368,529件
大阪府		1,138,802件	1,081,524件
京都府	431,336件	1,421,248件	898,387件
栃木県※	400,509件	451,331件	521,765件
青森県		600,116件	470,115件
愛知県	263,293件	281,230件	371,494件
愛媛県	349,608件	308,378件	286,186件
高知県			263,557件
滋賀県	118,449件	117,923件	165,040件
和歌山県※	117,339件	117,547件	163,196件
富山県	129,163件	156,087件	149,807件
神奈川県	121,472件	140,062件	147,265件
山梨県※	131,085件	144,069件	141,976件
千葉県		154,889件	129,282件
群馬県		72,697件	94,253件
石川県		34,333件	81,529件
福井県	69,939件	97,809件	79,074件
三重県	64,402件	69,334件	66,755件
山口県	18,738件	41,895件	55,803件
山形県※	39,542件	41,167件	52,334件
鹿児島県		6,598件	13,934件



トップページから別ページへの移動をその都度、複数回カウントする方法を採用している都道府県(23県)の年間アクセス数

	H20	H21	H22
東京都	1,272,437件	1,334,767件	1,207,264件
兵庫県		308,469件	249,015件
静岡県		233,141件	233,962件
埼玉県	95,297件	186,223件	211,412件
長野県	197,010件	128,595件	197,510件
佐賀県		149,164件	177,696件
宮崎県	99,154件	103,538件	124,683件
熊本県			98,628件
香川県			95,092件
茨城県		84,242件	94,955件
秋田県	56,009件	78,899件	76,782件
北海道			74,844件
宮城県		50,202件	66,843件
岩手県	55,752件	51,018件	64,292件
岐阜県	16,605件	28,508件	42,835件
長崎県		14,047件	28,558件



# 介護サービス情報の公表制度の仕組み

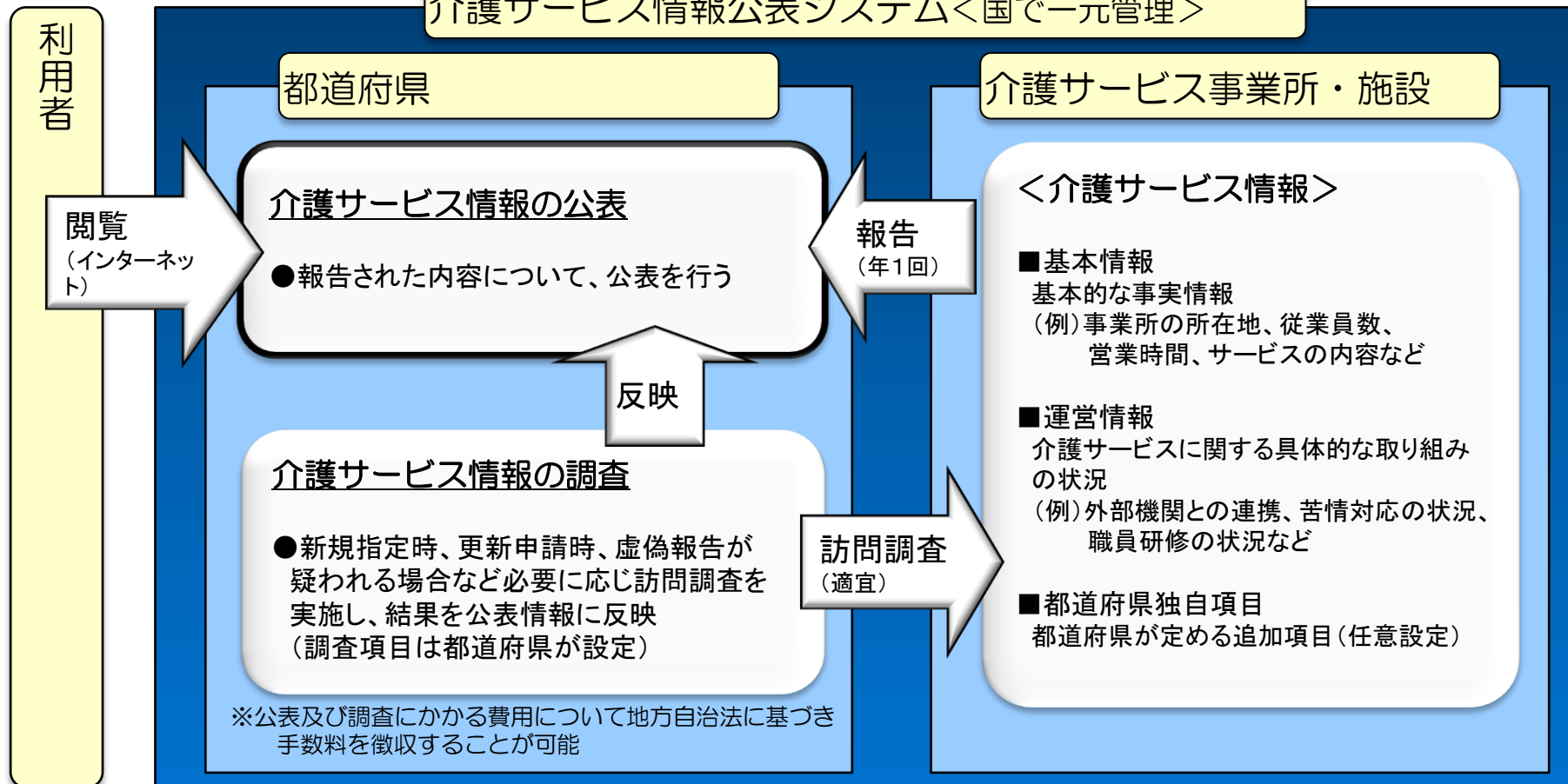
## 【趣旨】

- 利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が公表する。

## 【ポイント】

- 介護サービス事業所は年一回介護サービス情報を都道府県に報告する。
- 都道府県は事業所から報告された内容について公表を行う。また、都道府県は報告内容に対する調査が必要と認める場合を、調査指針に定め、事業所に対して訪問調査を行うことができる。
- 公表・調査にかかる手数料は地方自治法に基づき徴収可能。

## 介護サービス情報公表システム<国で一元管理>



# 公表方法の見直しについて

## <見直しの背景>

情報公表制度については、都道府県知事又は指定調査機関による介護サービス事業者・施設に対する調査が義務付けられているが、事業者にとってこうした調査等の負担が大きいという指摘がある。このため、**利用者にとって活用しやすいものとなるよう、検索機能や画面表示などを工夫**するとともに、調査については、都道府県知事が必要と認める場合に、適切に実施することとするなど、事務の軽減を図り、手数料によらずに運営できる制度へと変更するべきである。その際は、費用負担を含めて、都道府県の負担等に配慮すべきとの意見があった。(介護保険部会報告書「介護保険制度の見直しに関する意見(抄)」(平成22年11月30日))

「見やすい」「使いやすい」「わかりやすい」

**利用者の目線に立ち、選択を支援できるシステム**を構築していく

### 公表方法の主な課題

- **画面が見づらい、分かりにくい**  
(情報量、テキストが多く頭に入らない)
- **操作方法が難しい**  
(どうやって検索すれば良いのか分からない)
- **事業所の特色が分からない**  
(どこを見れば事業所の特色がわかるのか)  
(現行システムは事業所のメリットが少ない)

### 見直しのポイント

- 一般の利用者の目線に立った、分かりやすい内容に工夫
- ネット初心者でも迷わず、必要な情報が得られるよう工夫
- 事業所の特色が一目でわかるよう工夫

※平成24年10月から新システムの運用開始

◎新システム稼働後(平成24年10月～)のアクセス数について

■ 一か月あたりアクセス数

	新システム (平成24年10月)	旧システム (H22年度平均)
都道府県トップページ合計	609,858	257,926



# 見直し例①



画面の情報量を最小限に抑え、全体をとおして「シンプル」な画面とする。  
インターネット初心者でも迷わないで検索方法が分かるよう工夫。

※検索方法は「地図検索」「サービス検索」「その他（詳細検索）」の3種類から選択  
また、イラスト等を活用し親しみやすいホームページに工夫。

北海道

## 介護事業所検索

介護サービス情報公表システム

文字サイズの変更 中 大

全国版トップ > 北海道

前のページに

- ▶ 介護保険について
- ▶ このホームページの使い方
- ▶ アンケート
- ▶ 未掲載の事業所について
- ▶ 地域包括支援センター事業所一覧
- ▶ 全国トップへ戻る

**地図**  
から探す  
地図から探す

**サービス**  
から探す

**その他**  
の探し方

**地図から探す**

地図からお住まいの市区町村を選択することで市区町村内の介護サービス事業所の検索を行う。



事業所の特色が一目でわかるよう、一つのページにまとめる。  
投稿は事業所の任意で、写真等の随時更新が可能。

● サービスの内容に関する写真



● サービスの内容に関する動画へのリンク



【タイトル:紹介動画はこちら】  
紹介動画のPRをご覧ください。

写真、動画の他に、、、

従業員や利用者の特色

サービス内容の特色

定員に対する空き状況なども投稿可能